

(案)

新潟市財産経営推進計画  
公共施設マネジメント編

R03.10.18 現在

令和4年3月

新潟市

## 【目次】

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 第1章 公共施設マネジメント編の目的等                  | 1  |
| 1-1 公共施設の管理に関する基本的な考え方               | 1  |
| 1-2 対象施設                             | 2  |
| 1-3 計画の位置づけ                          | 2  |
| 第2章 これまでの取組                          | 3  |
| 2-1 各公共施設の実態の可視化                     | 3  |
| (1) 施設カルテ・財産白書の作成                    | 3  |
| (2) 地域別検討資料の作成                       | 3  |
| 2-2 地域別実行計画の策定                       | 4  |
| (1) 地域別実行計画の基本的考え方                   | 4  |
| 2-3 長寿命化計画の策定(要加筆)                   | 4  |
| 第3章 公共施設マネジメント上の課題                   | 5  |
| (1) 多額の費用を要する大規模改修実施の判断時期の到来         | 5  |
| (2) 地域別実行計画策定の加速化                    | 5  |
| (3) 利用者が広域にわたる施設(圏域Ⅰ・Ⅱ施設)の再編         | 5  |
| (4) 施設配置の基本的な考え方の整理                  | 6  |
| 第4章 施設種類ごとの配置方針および方針に基づく再編案の作成       | 7  |
| 4-1 配置方針の概要                          | 7  |
| 4-2 施設再編案の作成                         | 10 |
| (1) 再編コンセプトの整理                       | 11 |
| (2) 検討フロー                            | 12 |
| (3) 各評価の内容                           | 13 |
| (4) 施設評価結果に基づく再編案の作成                 | 14 |
| 4-3 利用者が広域にわたる施設(圏域Ⅰ・Ⅱ施設)の施設再編案の位置づけ | 15 |
| 4-4 地域密着施設(圏域Ⅲ施設)の再編案の位置づけ           | 15 |
| 4-5 削減数値目標の設定(要加筆)                   | 15 |
| 第5章 数値目標達成のための方策                     | 16 |
| 5-1 利用者が広域にわたる施設(圏域Ⅰ・Ⅱ施設)の再編着手       | 16 |
| 5-2 地域密着施設(圏域Ⅲ施設)の再編着手               | 16 |
| 5-3 経営改善の方策(要加筆)                     | 17 |
| 5-4 計画の進捗管理と改訂(PDCAサイクル)             | 17 |

## 第1章 公共施設マネジメント編の目的等

本計画は、新潟市総合計画「にいがた未来ビジョン」と共通の視点による「財産経営推進計画（基本方針編）」に基づき、人口減少、厳しい財政状況、膨大な施設更新費用などの課題に対応し、公共施設を維持していくため、経営的な視点により、公共施設を効率的に管理・利活用する取り組み（公共施設マネジメント）の進め方を示すものです。

### 1-1 公共施設の管理に関する基本的な考え方

「財産経営推進計画（基本方針編）」では、公共施設の2つの方針と4つの柱を示しています。

#### ◆ 2つの方針

○ 総量削減

○ サービス機能の維持

#### ◆ 4つの柱

○ 施設の最適化（活用最大化のため単一目的から多機能施設への転換など）

○ 施設の長寿命化・安全確保（計画的な維持保全の実施、耐震性の確保、ユニバーサルデザイン化の推進）

○ 歳出の削減（施設更新時の規模適正化、効率的な運営など）

○ 歳入の確保（未利用資産の売却、貸付、使用料見直しなど）

#### ◆ 公共施設に関する基本的な考え方

○ サービス機能をできるだけ維持しながら総量削減を検討

○ 活用すべき施設は適切な保全の実施により長寿命化を推進

○ 運営の効率化、維持修繕・更新費用の削減や平準化等により歳出を削減

○ 活用しない土地・建物は、原則として売却により歳入を確保

サービス機能をできるだけ維持しながら、公共施設の多機能化・複合化などによる総量削減を検討していきます。

また、活用すべき施設は長寿命化とともに安全性の確保を図り、管理・運営の効率化によるコスト削減や維持修繕・更新費用の削減や平準化などにより歳出の削減に努めます。

活用しない土地・建物は、原則売却し、財源確保に努めます。売却が困難な場合は貸付などを検討し、歳入の確保に努めます。

## 1-2 対象施設

基本的に全ての公共施設を対象としますが、上水道の浄水場や下水道の処理場といったインフラ関連施設は「財産経営推進計画（インフラ資産マネジメント編）」の対象とします。

## 1-3 計画の位置づけ

### ○ 本計画は、公共施設の「個別計画」策定のガイドライン

本計画は、**2つの方針**と**4つの柱**の推進に向け、具体的な取り組みを実施していくための公共施設の個別計画を策定する際の考え方を示すガイドラインと位置づけます。

個別計画としては、地域別の実行計画や、適切な施設保全を行うための保全計画などが考えられ、それらの策定を進めるための考え方や手法を示します。

## 第2章 これまでの取組

### 2-1 各公共施設の実態の可視化

#### (1) 施設カルテ・財産白書の作成

##### ○ 各公共施設の実態・課題を可視化

財産経営推進計画策定の検討にあたり、各公共施設の現況を可視化するために、施設カルテ、および財産白書を作成し、毎年度更新を行ってきました。

施設ごとに老朽化状況、利用状況、収支状況等の情報を、帳票形式で施設カルテとして取りまとめるとともに、施設種類ごとに老朽化が進んだ施設や、利用が少なく、運営コストが高い等、課題のある施設を、財産白書を通じて可視化しました。

こうした情報を、施設の再編検討時には市民の皆様にも提示したうえで、各公共施設の方向性の検討を、今後も引き続き検討していきます。

##### ○ 圏域区分の設定

財産白書では、公共サービス、公共施設の利用圏域を次の3つに区分しています。

- I 類 全市域を対象
- II 類 区または複数区を対象
- III 類 上記以外の地域単位を対象

文化財的施設および市営住宅は運営上の特性から圏域区分の対象外としています。

#### (2) 地域別検討資料の作成

##### ○ 地域ごとの公共施設の配置状況、まちづくりの視点での課題を整理

施設カルテや財産白書をもとに、地域ごとに、施設の更新や統廃合の時期、課題などを把握するため、地域の情報を網羅した資料（地域別検討資料）を作成し、公開しました。

後述する地域別実行計画の策定時に、施設の再編を地域住民と検討する際の基礎データとしても活用しています。

## 2-2 地域別実行計画の策定

### (1) 地域別実行計画の基本的考え方

- 地域別実行計画とは、おおむね中学校区を単位とする地域密着施設（圏域Ⅲ施設）の再編計画のこと
- 地域内の主要な施設の動きに合わせ「実行計画」の策定着手
- 策定にあたっては、基本的な考え方（2つの方針と4つの柱）とともに、地域住民との丁寧な合意形成を重視
- 策定された「実行計画」に基づき、再編を実施

いずれの地域も学校統合や区役所整備など、域内の主要な施設に動きがあったことを契機とし、施設の利用実態と地域のまちづくりの課題、各用途の施設運営における検討課題、地域別検討資料などを基に、総量削減を目指しながら、まちづくりの方向性に沿った形で再編できるよう、地域住民とともに丁寧に議論しながら、これまで5地域において地域別実行計画を策定しました。

策定にあたっては、基本的な考え方で示した**2つの方針**（総量削減、サービス機能の維持）と、**4つの柱**（施設の最適化、施設の長寿命化、歳出の削減、歳入の確保）を重視し、これに基づいた計画となっているかを確認しながら策定作業を進めました。

地域住民との対話を重ねながら策定される地域別実行計画は、保有総量を縮減しながら、地域にとってより良い施設再編を目指すものとなり、計画の再度の見直しがなく、高い実効性を発揮しました。

## 2-3 長寿命化計画の策定(要加筆)

- 将来にわたり存続する施設については長寿命化を実施
- 改修にあたっては予防保全の考え方を採用し維持更新費用を削減

将来にわたり、存続する施設については、維持更新費を削減する取組を着実に実行していくことが必要です。

公共施設を良好な状態で長く使い続ける（施設の長寿命化）ための指針や、維持修繕・更新費用の削減や平準化といった歳出の削減につながる保全計画などの個別計画を策定しました。

### 第3章 公共施設マネジメント上の課題

財産経営推進計画を策定した平成27年度から、保有総量の縮減や長寿命化の実現に向けた取組を実施、推進してきました。

ここでは、これまでの取組を振り返り、解決しきれなかった課題や取組を実施するにあたって直面した課題を整理します。

今後、一層財産経営に係る取組を推進していくためには、これまでの取組を継続して進めていくとともに、以下の課題を解決する取組を新たに進めていく必要があります。

#### (1) 多額の費用を要する大規模改修実施の判断時期の到来

公共施設の長寿命化を図るため、目標使用年数80年を基本とし、その取組を進めることを目的とした公共建築物長寿命化指針を策定し、計画的な維持修繕と財政負担の平準化を実施する公共建築物保全計画を策定しました。

目標使用年数80年を目指し、安心安全に施設を維持していくためには、小規模の修繕や定期的な改修のほかに、一般的に建設してから40年目を目途として、大規模改修とそれにかかる多額の工事費用を必要とします。

高度経済成長期(昭和50年代)に建設された施設が全施設の3分の1程度を占め、今ある施設を全て健全な状態で維持修繕・更新することは、現実的には極めて困難である本市の状況では、どの施設に多額の費用を投じ大規模改修していくかどうか、多くの施設がその判断を必要とする時期を迎えつつあります。

#### (2) 地域別実行計画策定の加速化

地域住民との対話のもと策定する地域別実行計画は、市、地域住民がともに納得する再編の方向性を定める計画であり、高い実効性を発揮しました。

丁寧な合意形成に時間を要しますが、市が一方的にコスト縮減を追求した再編を実行するのではなく、保有総量の縮減と地域にとってより良い施設配置の実現の両立を目指す本取組は非常に重要なものであり、今後も引き続き継続して取り組みます。

これまでは、地域内の主要な公共施設に動きがあることをきっかけに計画策定に着手してきましたが、多くの施設が大規模改修検討時期を迎えつつあることから、地域別実行計画策定を加速化する必要があります。

#### (3) 利用者が広域にわたる施設(圏域Ⅰ・Ⅱ施設)の再編

平成27年7月の本計画の策定以降、地域別実行計画の策定を通じ、地域密着型施設の再編実行に向け、着実な成果をあげてきました。

一方で、利用者が広域にわたる施設（圏域Ⅰ・Ⅱ施設）については、検討に着手できていないことが課題となっています。

利用者が広域にわたる施設については、老朽化状況や利用・コストの実態を把握するとともに、県が所有する同一機能の施設との機能・役割分担を考慮しながら、市としての再編の考え方を整理していく必要があります。

#### **(4) 施設配置の基本的な考え方の整理**

これまで5地域で地域別実行計画を策定してきましたが、検討に先立って、再編の共通の指針となる市の考え方を整理していなかったために、各地域の実行計画の内容にばらつきが生じることもありました。

今後地域別実行計画を策定する上では、各地域の課題解決やまちづくりの考え方に沿った施設配置となるよう、対話を経ることが重要なのはもちろんですが、公平性の観点から、市としての再編を実行する上での全市的な考え方を提示することも重要です。

あわせて利用者が広域にわたる施設についても、施設種類ごとに全市的な考え方を整理し、再編を進めていく必要があります。



## 第4章 施設種類ごとの配置方針および方針に基づく再編案の作成

### 4-1 配置方針の概要

平成 30 年 3 月に策定した施設種類ごとの配置方針では、圏域別・施設種類別に再編推進に向け、基本的な考え方を整理しました。

#### 【共通の方針】

種類ごとに圏域内での集約化を進めるとともに、他種類との複合化を推進

| 圏域        | 方針案   |
|-----------|---|
| I（全市域）    | 施設種類ごとに原則 1 施設を前提とし、検討を進める  |
| II（1～3 区） | 施設種類ごとに圏域内での集約化、複合化の検討を進める  |
| III（地域）   | 以下の視点に基づき、地域別実行計画の策定を通じ地域と検討を進める<br>・誰もが利用できる地域密着施設は将来的に原則 1 か所を目指しつつ、圏域の広さや施設利用率、人口等を勘案し集約化、複合化を図る<br>・特定目的の施設は誰もが利用できる地域密着施設との集約化、複合化を目指す |

【施設種類ごとの方針】

17の施設種類ごとに

①継続・運用上の工夫 ②多機能化・複合化 ③集約化、④用途転用  
により検討を進める

| No | 施設種類                     | 今後の方向性                          |  |
|----|--------------------------|---------------------------------|--|
| 1  | ホール施設<br>(大規模な貸館)        | ①継続・運用上の工夫<br>②多機能化・複合化<br>③集約化 | ○新たな利活用方法の検討<br>○市共催事業に関する使用料減免の厳格化・<br>統一化の検討<br>○圏域内で集約化<br>○親施設として多機能化・複合化                        |
| 2  | コミュニティ<br>施設<br>(小規模な貸館) | ①継続・運用上の工夫<br>②多機能化・複合化<br>③集約化 | ○公平にサービスを提供する仕組みを整備<br>○一部施設は地域への貸し付けや譲渡を検討<br>○親施設として特定目的の施設機能を吸収<br>(圏域Ⅱ) ○圏域内集約化<br>(圏域Ⅲ) ○地域内集約化 |
| 3  | 美術館                      | ①継続・運用上の工夫                      | ○効率的な運営や相互協力体制を進め、<br>両館を維持  |
| 4  | 博物館<br>資料館               | ①継続・運用上の工夫<br>②多機能化・複合化         | ○歴史博物館は現状を維持<br>○民具等収集のあり方、効率的な保管方法の<br>整理・運用<br>○圏域内で多機能化・複合化                                       |
| 5  | 文化財的<br>施設               | ①継続・運用上の工夫                      | ○施設は適切に保存・活用<br>○指定管理者制度の移行や観覧料の見直し  |
| 6  | 図書館                      | ①継続・運用上の工夫<br>②多機能化・複合化         | ○各図書館の役割設定<br>○利用の少ない図書館、図書室の運営等の<br>検討や代替サービスによる機能補完<br>○親和性の高い生涯学習施設や公民館等へ<br>多機能化・複合化             |
| 7  | スポーツ<br>施設               | ①継続・運用上の工夫<br>②多機能化・複合化<br>③集約化 | ○コスト見直しなどによる収支改善<br>○利用実態に応じ、コミュニティ系施設や<br>学校体育施設との多機能化・複合化<br>○スポーツ施設種類ごとの集約化                       |

| No | 施設種類        | 今後の方向性                          |  |
|----|-------------|---------------------------------|--|
| 8  | ひまわり<br>クラブ | ②多機能化・複合化                       | ○小学校での整備を基本とした多機能化・複合化   |
| 9  | 子育て施設       | ①継続・運用上の工夫<br>②多機能化・複合化         | (児童館)<br>○新設せず学校などの既存施設にてサービス提供<br>○学校や地域拠点施設への多機能化  |
|    |             | ①継続・運用上の工夫<br>②多機能化・複合化         | (子育て支援センター)<br>○利用者層の変化に伴うサービス見直し<br>○基幹保育園の配置(整備)と併せた機能集約の検討  |
| 10 | 高齢福祉<br>施設  | ①継続・運用上の工夫<br>②多機能化・複合化<br>③集約化 | ○多世代交流の場としての活用方法を検討<br>○老人憩の家や老人福祉センターは、多世代交流可能な地域拠点施設に機能移転<br>○老人福祉センターは、圏域内集約                                  |
| 11 | 保健福祉<br>施設  | ①継続・運用上の工夫<br>②多機能化・複合化         | ○貸室や利用料の設定について検討<br>○機能代替を果たせるコミュニティ施設等への多機能化・複合化  |
| 12 | 幼稚園         | ①継続・運用上の工夫<br>③集約化              | ○センター的役割を果たす幼稚園へ教育水準向上に資する取組を集中投資<br>○5園に再編(沼垂、新津第一、新津第三、結、西を存続予定)<br>○センター的役割を果たす幼稚園へ集約                         |
| 13 | 保育園         | ①継続・運用上の工夫<br>③集約化              | ○最大限の民間活用<br>○拡充が必要な保育サービスの実施<br>○保育士の労働環境の適正化<br>○市立保育園配置計画(2018年10月策定)に基づき、概ね20年後(2040年ごろ)までに、現在の施設の半数程度を目標に集約 |
| 14 | 小中学校        | ①継続・運用上の工夫<br>②多機能化・複合化<br>③集約化 | ○未利用時間帯の諸室有効活用<br>○児童の教育・福祉環境や地域活動に資する利用についての多機能化<br>○適正規模をめざし集約化<br>※大規模校は別途検討                                  |

| No | 施設種類     | 今後の方向性             |  |
|----|----------|--------------------|--|
| 15 | 公設デイサービス | 民営化                | 公設から民設へ移行  |
| 16 | 公営住宅     | ③集約化               | 推計した将来ストック量を踏まえ団地別・住棟別の事業手法を選定し、継続管理と判定された団地は長寿命化することで需要に応える |
| 17 | 斎場       | ①継続・運用上の工夫<br>③集約化 | ○需要ピーク時まで現体制維持<br>○使用料設定の検討<br>○ピーク時以降集約化                    |

#### 4-2 施設再編案の作成

施設種類ごとの配置方針に基づき、施設の再編案を作成するための手順を整理しました。個別施設の方向性を決定するためには、集約化、複合化、多機能化等、再編の対象となる施設の条件を設定し、これに該当する施設を抽出する施設評価の仕組みが必要となります。ここでは、その手順を整理します。

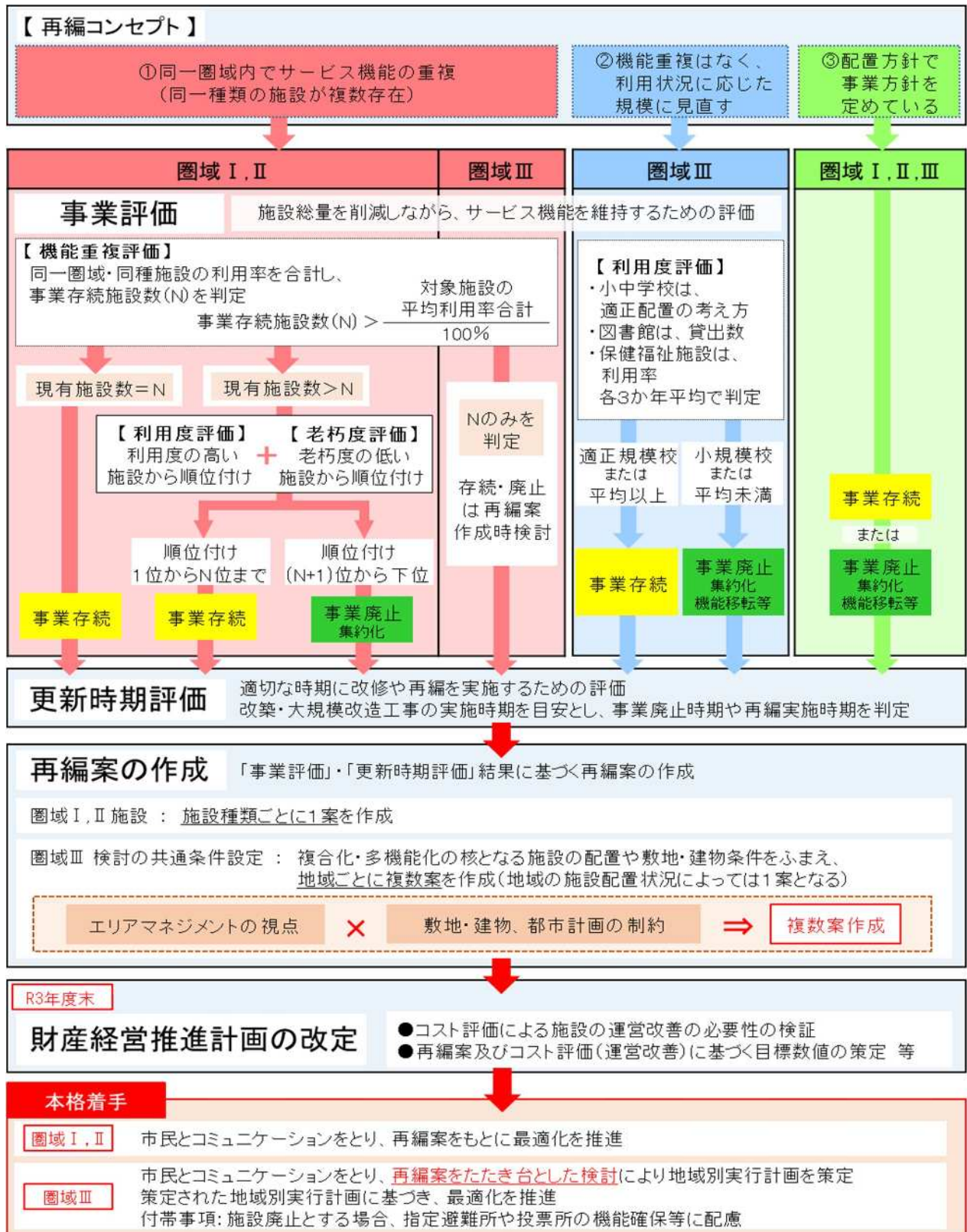
(1) 再編コンセプトの整理

●公共施設の種類ごとの配置方針に基づき、施設種類・圏域ごとにコンセプトを3分類する

- ①同一圏域内でサービス機能の重複（同一種類の施設が複数存在）が見られる施設種類
- ②サービス機能の重複はなく、利用状況に応じた規模に見直す施設種類
- ③配置方針ですでに事業方針（存続・廃止）を定めている施設種類

| 施設種類                    | 圏域Ⅰ（市）                                      |    |      |     |     |        | 圏域Ⅱ（区）  |    |      |     |     |        | 圏域Ⅲ（中学校区）  |    |      |     |     |        |
|-------------------------|---|----|------|-----|-----|--------|---|----|------|-----|-----|--------|--|----|------|-----|-----|--------|
|                         | 再編の基本的考え方                                   | 分類 | 事業評価 |     |     | 更新時期評価 | 再編の基本的考え方   | 分類 | 事業評価 |     |     | 更新時期評価 | 再編の基本的考え方  | 分類 | 事業評価 |     |     | 更新時期評価 |
|                         |   |    | 適正数  | 利用率 | 老朽度 |        |   |    | 適正数  | 利用率 | 老朽度 |        |  |    | 適正数  | 利用率 | 老朽度 |        |
| ホール施設                   | 圏域内での集約を検討                                  | ①  | ○    | ○   | ○   | ○      | 圏域内での集約を検討  | ①  | ○    | ○   | ○   | ○      |  |    |      |     |     |        |
| コミュニティ系施設               | 維持<br>(機能重複がないため)                           | ③  | -    | -   | -   | ○      | 維持<br>(機能重複がないため)   | ③  | -    | -   | -   | ○      | 原則地域に1施設をめざし、集約化                                     | ①  | ○    | ○   | ○   |        |
| 美術館                     | 両館を維持                                       | ③  | -    | -   | -   | ○      |   |    |      |     |     |        |  |    |      |     |     |        |
| 博物館・資料館                 | 歴史博物館は現状を維持                                 | ③  | -    | -   | -   | ○      | 圏域内で多機能化・複合化  | ③  | -    | -   | -   | ○      | 圏域内で多機能化・複合化   | ③  | -    | -   | ○   |        |
| 文化財的施設                  | 【圏域設定なし】施設は保存・活用                            | ③  | -    | -   | -   | -      |   |    |      |     |     |        |  |    |      |     |     |        |
| 図書館                     | 維持<br>(機能重複がないため)                           | ③  | -    | -   | -   | ○      | 維持<br>(機能重複がないため)   | ③  | -    | -   | -   | ○      | (地区図書館)<br>利用状況に応じ運営方法の見直し                           | ②  | ○    | ○   |     |        |
|                         |   |    |      |     |     |        |   |    |      |     |     |        | (地区図書室)<br>利用状況に応じソフト事業への転換や地域移管等を検討                 | ②  | ○    | ○   |     |        |
| スポーツ施設                  | (国際規格取得など高い機能を有する施設)<br>全施設共通の配置方針に反しない限り維持 | ①  | ○    | ○   | ○   | ○      | (圏域Ⅰ、Ⅲの定義に該当しない施設)類似用途の施設が区内・隣接区に複数存在し、かつ、低利用・老朽化などの課題がある場合は集約。利用実態に応じ、コミュニティ系施設や学校体育施設との多機能化・複合化 | ①  | ○    | ○   | ○   | ○      | (利用主体が地域住民)<br>利用実態に応じ、コミュニティ系施設や学校体育施設との多機能化・複合化    | ③  | -    | ○   |     |        |
| ひまわりクラブ                 |   |    |      |     |     |        |   |    |      |     |     |        | 小学校の余裕教室発生や更新時に順次複合化                                 | ③  | -    | ○   |     |        |
| 子育て支援施設①<br>(児童館)       | 維持<br>(機能重複がないため)                           | ③  | -    | -   | -   | ○      |   |    |      |     |     |        | 新設・更新せず小学校など地域の既存施設への機能移転                            | ③  | -    | ○   |     |        |
| 子育て支援施設②<br>(子育て支援センター) |   |    |      |     |     |        | 維持<br>(機能重複がないため)   | ③  | -    | -   | -   | ○      | 維持   | ③  | -    | ○   |     |        |
| 高齢者福祉施設                 |   |    |      |     |     |        |   |    |      |     |     |        | 老人憩の家：新設・更新せず老朽化や利用率が著しく低い施設は廃止、地域の拠点施設へ機能移転         | ③  | -    | ○   |     |        |
| 保健福祉施設                  | 維持<br>(機能重複がないため)                           | ③  | -    | -   | -   | ○      | 維持<br>(機能重複がないため)   | ③  | -    | -   | -   | ○      | 老朽化の進んだ施設や利用率の低い施設は、コミュニティ系施設等を活用した健診機能の確保や、多機能化・複合化 | ②  | ○    | ○   |     |        |
| 幼稚園                     |   |    |      |     |     |        |   |    |      |     |     |        | 5園に再編（沼垂、新津第一、新津第三、結、西を存続予定）、センター的役割を果たす幼稚園へ集約       | ③  | -    | ○   |     |        |
| 保育園                     |   |    |      |     |     |        |   |    |      |     |     |        | 民営化を推進し現在の施設の半数程度を目標に集約                              | ③  | -    | ○   |     |        |
| 小中学校                    |   |    |      |     |     |        |   |    |      |     |     |        | 適正規模の考え方に基づき小規模校は集約化・複合化                             | ②  | ○    | ○   |     |        |
| 公設デイサービスセンター            |   |    |      |     |     |        | 廃止・民営化  | ③  | -    | -   | -   | -      |  |    |      |     |     |        |
| 公営住宅                    | 【圏域設定なし】継続管理または建替を前提としない当面管理                | -  | -    | -   | -   | -      |   |    |      |     |     |        |  |    |      |     |     |        |
| 斎場                      | ピーク時（R22）以降集約化                              | ③  | -    | -   | -   | ○      | ピーク時（R22）以降集約化  | ③  | -    | -   | -   | ○      |  |    |      |     |     |        |

(2) 検討フロー



### (3) 各評価の内容

#### (i) 事業評価

##### 【機能重複評価】

同一種類、同一圏域内に機能重複がある施設において、現在の利用者が同一圏域内で同一機能を利用できる範囲で機能重複を解消し事業を存続する施設数を判定することを目的とした評価です。

施設種類ごとの配置方針で定めた「原則1施設」が出発点となりますが、地域の状況によっては、必ずしも実情に即していないと考えられることから、サービス機能の維持に必要と考えられる施設数を判定するものです。

##### 【利用度評価】

利用状況に応じた施設規模に見直すため、相対的に利用の少ない施設を抽出することを目的とした評価です。利用の少ない施設が再編の対象の候補となります。

##### 【老朽度評価】

利用状況に応じた施設規模に見直すため、近い時期に大規模な更新費用が必要な状態にある老朽度の高い施設を抽出するための評価です。

#### (ii) 更新時期評価

適切な時期に改修や再編を実施するための評価です。

改修、建替え、および廃止等の実施時期にあわせて再編を実施することで二重投資を避けることを目的とします。

#### (4) 施設評価結果に基づく再編案の作成

##### (i) 圏域Ⅲ施設 地域別の再編案作成方法

###### 【手順1：複合化・多機能化を想定する施設候補の抽出】

複合化、多機能化の候補施設の選定にあたっては一定の施設規模を有する必要があります。学校についても統合を実施しない小規模校については多機能化・複合化を実現できる可能性があります。

| 視点                | 考え方   |
|-------------------|---|
| 1)<br>コミュニティ施設の活用 | ○コミュニティ施設を核に複合・多機能施設を整備<br>○利便性の高い既存の地域活動拠点の機能強化を図る                                 |
| 2)<br>圏域Ⅰ・Ⅱ施設の活用  | (当該地域に該当施設がある場合)<br>○圏域Ⅰ・Ⅱ施設(庁舎等)が地域内にある場合、<br>複合化・多機能化の候補施設となりうる点を考慮               |
| 3)<br>学校の活用       | ○地域内に小規模校がある場合、複合化・多機能化の<br>対象施設として設定<br>○この場合は「イ.学校どうしの統合実施案」、「ロ.複<br>合化とする案」を検討する |

また、まちづくりの観点から、原則として、候補とする施設の適地は以下のいずれかに該当することが望ましいです。

- ①現状で一定の人口の集積がある。
- ②現状で一定の公共施設の集積がある。
- ③居住誘導区域内にある。

###### 【手順2：施設配置の検討】

手順1で整理した候補施設のうち、地域の活動拠点となりうる施設を抽出します。以下3つの視点から総合的な観点で絞り込みを行います。

- ①地域の安全性が担保される立地となっている。
- ②地域の中心に立地している。
- ③交通利便性に優れる立地となっている。(駅等交通結節点に近い)

また、敷地・建物条件、都市計画上の制約を考慮し、複合化・多機能化が物理的に可能か検証し、可能な施設を抽出することも必要です。

- A. 統合、複合化・多機能化を受け入れるだけの面積を確保できる可能性があるか
- B. 駐車スペースを確保することが可能か。

以上を踏まえ、別添資料の通り再編案を作成しました。



### 4-3 利用者が広域にわたる施設（圏域Ⅰ・Ⅱ施設）の施設再編案の位置づけ

利用者が広域にわたる施設（圏域Ⅰ・Ⅱ施設）については、施設種類ごとの配置方針および事業評価のもと圏域ごとに必要な施設数を確定したうえで、個別施設ごとに存続、廃止を決定します。

存続が確定した施設については、他の施設種類との複合化・多機能化の可能性についても検討します。

### 4-4 地域密着施設（圏域Ⅲ施設）の再編案の位置づけ

地域密着型の施設については、民営化等一律の方針がすでに確定している施設種類を除いては、地域間の公平性の観点から、地域ごとの配置施設数等の原則は定めるものの、どの施設を具体的に集約化の対象とするかについては、案としての提示にとどめることとします。

個別施設の具体の方向性は市民対話を経て、地域別実行計画で策定することとし、再編案は地域別実行計画策定時の検討のたたき台として位置づけます。

### 4-5 削減数値目標の設定（要加筆）

#### 【数値目標の考え方が決定次第加筆】

- ・削減目標 A は面積で表現
- ・削減目標 C はコストで表現
- ・削減目標 A, B, C はそれぞれコストで 30 年累計効果額を見せていく
- ・削減目標 A は、国要請の 4 項目も表現
- ・まずは着実に再編を実施していく
- ・あわせて経営改善をしていくことで、優先度の高い事業の原資や、提供サービスの質のさらなる向上に充てることができるようになる

## 第5章 数値目標達成のための方策

### 5-1 利用者が広域にわたる施設（圏域Ⅰ・Ⅱ施設）の再編着手

利用者が広域にわたる施設（圏域Ⅰ・Ⅱ施設）の再編については、再編案に基づき、施設の設備更新等の時期を目途に廃止時期を検討し、最適化を進めます。

### 5-2 地域密着施設（圏域Ⅲ施設）の再編着手

圏域Ⅲの地域密着型施設の再編については、各地域住民との対話を通じ、地域別実行計画を策定したのちに再編を実行していくことになります。

地域別実行計画策定をできるだけ加速化させる必要はありますが、再編による財政負担を平準化させる必要があることや、これまで培ってきた丁寧な合意形成作業をおろそかにしないためにも、地域ごとに検討着手の優先順位を設定する必要があります。

○着手の優先順位の基本的な考え方

○ 大規模改修等の時期が10年以内に迫っており、複合化・多機能化、集約化の可能性がある施設が相対的に多く立地する地域

10年以内に施設の大規模改修等、新たな投資をして存続させるかどうかの判断を必要とする時期を迎える施設については、その機をとらえ、施設の今後を検討する必要があります。

なお、上記の基本的な考え方に即した地域であることに加え、以下の検討がされている地域は、さらに早期の検討を要するものと考えます。

【 ①：学校再編を決定した地域、もしくは検討を予定する地域 】

適正な教育環境確保の観点から、再編が決定、または検討を予定している地域については、地域内の公共施設についてもあわせて検討が及ぶことから、地域別実行計画の策定に着手します。

学校は、一定の面積を確保することが容易であること、地域住民が愛着を持ち、地域活動拠点と位置づけしやすいことから、学校を核とした複合化・多機能化を軸に、地域密着施設の再編を検討することも可能です。

## 【 ②：複式学級が発生している（または可能性のある）学校がある地域 】

少子化を背景に、当初整備した学校の施設規模に対し、児童・生徒数の減少により小規模化した学校が一定数存在しています。こうした学校は、周辺学校との統合や、存続する場合でも余剰スペースを活用した他周辺施設の受け入れによる複合化・多機能化の可能性を検討することができます。

複式学級が発生している（または可能性のある）学校がある地域についても、地域密着施設の再編を検討します。

以上をふまえ、当面の検討スケジュールは以下の通りです。

あくまで現時点での検討スケジュールであり、今後学校再編の機運が高まる地域や、まちづくりの計画に沿って検討を要する地域が生じることも考えられることから、その時点での地域の状況に応じて着手時期を決定します。



### 5-3 経営改善の方策（要加筆）

（集中改革プランから抜き書き、施設改善シートから考えられる方策を抜き書き）

### 5-4 計画の進捗管理と改訂（PDCA サイクル）

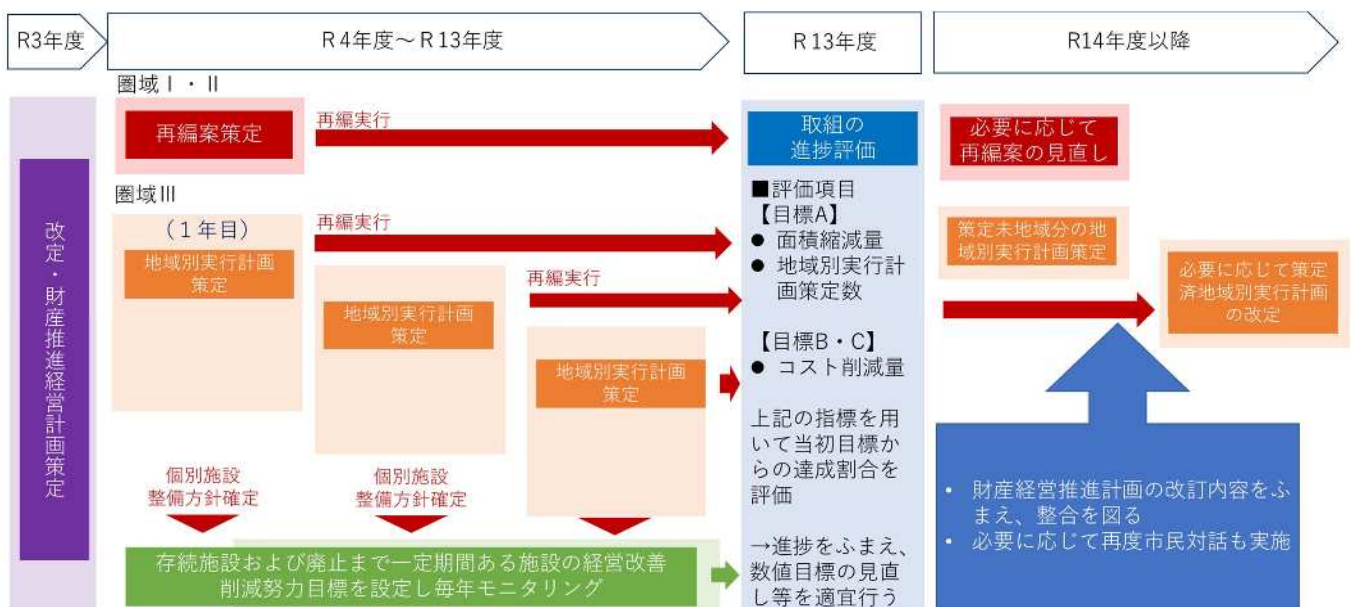
財産経営推進計画の計画期間は30年となっていますが、10年ごとに、計画の進捗状況を確認するとともに、社会情勢の変化を捉えながら、見直しを図るものとします。

改定までの間は利用者が広域にわたる施設（圏域Ⅰ・Ⅱ施設）の再編計画、および圏域Ⅲの地域別実行計画を順次策定していきます。

再編が実行されるのは圏域Ⅲ施設については地域別実行計画が策定した後であり、利用者が広域にわたる施設（圏域Ⅰ・Ⅱ施設）も設備更新等の時期をとらえて再編が実施されることから、面積減やコスト縮減の効果が顕在化するまでにも一定期間を要すること等を理由に、見直しの頻度を10年と決めました。

10年目において、再編の進捗状況や、改訂された財産経営推進計画の内容との整合、社会情勢の変化等をふまえ、必要に応じて利用者が広域にわたる施設（圏域Ⅰ・Ⅱ施設）の再編案や策定済みの地域別実行計画を改定します。計画改定の場合にあたっては、市民対話を継続して実施することとします。

また、地域別実行計画策定後、施設の状況変化やその後直面した課題に応じ、個々の施設ごとに計画内容の修正を検討する場合もあることとします。



「新潟市財産経営推進計画 公共施設マネジメント編」 用語解説集

| 五十音 | 用語               | 解説  |
|-----|------------------|---|
| い   | 維持管理             | 学校やコミュニティ施設などの公共施設の建物・設備や、道路、橋りょう、上下水道などのインフラ資産の機能を当初の状態に回復させるために必要となる点検・調査、補修など、故障や欠陥を回復するための処置及び活動(保全と同義) |
| か   | 改修               | 学校やコミュニティ施設などの公共施設の建物・設備や、道路、橋りょう、上下水道などのインフラ資産の機能を当初の状態に回復させるとともに、付加的に必要な機能や構造等の強化を図る活動                    |
| こ   | 公共施設マネジメント       | 公共施設を効率的に管理・利活用する取り組み。(財産経営及びファシリティマネジメントに含まれる。)  |
| こ   | 更新               | 老朽化等に伴い機能が低下した施設の改修や建て替え、設備の取り替えなど、同程度の機能に再整備すること。(大規模改修や改築)  |
| こ   | 交通アクセス           | 公共施設への移動交通手段のこと。徒歩、自転車、バス、鉄道、自家用車など。  |
| こ   | 交流人口             | 観光客など地域に訪れる人口。その地域に住んでいる人口(定住人口)に対する概念  |
| こ   | コミュニティ協議会        | 身近な地域課題を解決するために、概ね小学校区を基本単位として、自治会・町内会を中心にさまざまな団体等で構成された組織  |
| こ   | コミュニティ施設         | 市民会館やコミュニティセンター、地区公民館、地区集会場など市民のコミュニティ活動に供する施設  |
| さ   | ざいさんけいえい<br>財産経営 | 市有財産を効率的に管理・利活用する取り組み。(ファシリティマネジメントと同義)   |
| し   | 施設カルテ            | 各施設のコスト状況や利用状況などについてまとめたもの。各施設の状況を把握し、施設の運営改善や財産白書の作成など財産経営の推進に活用するためのもの                                    |
| し   | しゅうやくか<br>集約化    | 複数の類似施設で提供されているサービス機能を1つの施設に集め効率化や機能の向上などを図ること。   |

| 五十音 | 用語                      | 解説  |
|-----|-------------------------|---|
| た   | たきのうか<br>多機能化           | ひとつの施設で複数のサービスを提供すること。廃止された施設が提供していたサービスを、別の施設が代替することにより、ひとつの施設で複数のサービスを提供することで、サービス機能の維持や利便性の向上などにつながるもの   |
| ち   | ちいきべつけんとうしりよ<br>地域別検討資料 | 地域ごとに、施設の更新や統廃合の時期、課題などを把握するため、地域の情報を網羅した資料のこと。   |
| ち   | ちよんゆみょうか<br>長寿命化        | 適切な保全を行うことで、公共施設やインフラ資産を長期にわたり安全かつ快適に使用できるように維持すること。  |
| て   | てきせい き ぼ<br>適正規模        | 本市の望ましい小中学校の通常学級数のこと。(小学校の適正規模:12学級以上24学級以下、中学校の適正規模:9学級以上18学級以下)   |
| て   | てきせいはいち<br>適正配置         | 新潟市立小中学校の適正配置基本方針(平成23年10月)における用語。本市の子どもたちがより良い教育を受けられるよう、小中学校の適正規模を実現するために地域と検討を進めている学校の配置   |
| と   | とうはいごう<br>統廃合           | 施設総量の削減を図るため、近接した施設や類似施設などを統合や集約化及び廃止すること。廃止された施設が担う役割は、別の施設が代替することなどにより、ひとつの施設で複数のサービスを提供することで、できるだけサービス機能の維持に取り組んでいく。   |
| ふ   | ファシリティマ<br>ネジメント        | ファシリティ(土地や建物など施設とその環境)を総合的に企画、管理、活用する経営活動のこと。<br>ファシリティを把握し、経営的視点によるファシリティの最適化を図り、経営資源として有効活用していく経営管理活動。有効活用とは、無駄な経営資源は持たない、持つべき経営資源を最大限に活用することで、ムリ、ムラ、ムダをなくすこと。(財産経営と同義) |
| ふ   | ふくごうか<br>複合化            | 施設総量の削減を図るため、近接した施設同士を統合や集約化すること。ひとつの施設で複数のサービスを提供することで、できるだけサービス機能の維持に取り組んでいく。   |
| ほ   | ほぜん<br>保全               | 学校やコミュニティ施設などの公共施設の建物・設備や、道路、橋りょう、上下水道などのインフラ資産などの対象物の全体または部分の機能及び性能を使用目的に適合するよう維持または改良する諸行為のこと。(維持管理と同義)   |
| ら   | ライフサイクル<br>コスト          | 公共施設やインフラ資産など建造物の企画設計段階、建設段階、運用管理段階及び解体再利用段階の各段階のコストの総計のこと。   |
| り   | りょうけんいき<br>利用圏域         | 新潟市民芸術文化会館(りゅーとぴあ)、美術館、水族館のように全市的な施設や、学校やコミュニティ施設など地域的な施設など施設によって利用対象とする区域のこと。新潟市財産白書では、Ⅰ:全市、Ⅱ:区または複数区、Ⅲ:それ以外の地域に密着した施設、の3つの区分にわけて取り扱っている。                                |



# 新潟市財産経営推進計画

## 公共施設マネジメント編

発行 令和4年3月

編集 新潟市財産経営推進本部

事務局 新潟市 財務部 財産活用課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

電話 : 025-228-1000 (代表)

H P : <http://www.city.niigata.lg.jp/>